

北海道教育委員会におけるこれまでの取組について

【不祥事防止に向けたこれまでの主な取組】

時 期	取 組 内 容
H17. 12	「懲戒処分の指針」の制定 ・教職員の不祥事の未然防止と自覚を促し、服務規律の徹底を図るため、懲戒処分量定の標準的な例を示した「懲戒処分の指針」を制定した。(体罰についての項目を記載)
H20. 1	「不祥事防止強調週間」設定と集中的な取組実施
H23. 12	「不祥事の根絶」に向けて教育委員連名の緊急メッセージ発出
H24. 5	「コンプライアンス確立月間」設定と集中的取組の実施 ・各教育局管内コンプライアンス確立会議を設置し重点的な取組を学校、市町村教育委員会と連携し実施 ・各学校が校内研修を集中的に実施
H24. 11	「体罰防止」指導通知発出 ・道立学校及び市町村教育委員会あて指導通知発出 ・道中体連、高体連、高野連に対して運動部活動中の体罰防止について指導要請

※ 上記の他、随時次の取組を実施

- ・各種会議等での注意喚起
- ・各種研修会における取組指導
- ・服務規律の厳正な保持について通知の発出
- ・不祥事防止啓発資料（リーフレット）の作成配布（全教職員）
- ・校内研修資料の作成・配布

【大阪市での問題を受けての対応】

○平成25年1月16日付けで道立学校及び市町村教育委員会あて「体罰の防止について」教育長通達（通知）を発出

（内容）

- ・校内研修を実施すること
- ・指導体制の確立、校長が活動内容を十分に把握すること
- ・体罰の情報があつた場合は、学校全体で事実確認を行うなど適切に対応すること
- ・児童生徒などが相談しやすい校内体制の確立、外部（道立教育研究所、教育局）の相談窓口の周知徹底を行うこと

○道中体連、高体連、高野連に対しても改めて指導を要請

○文部科学省から依頼に基づき、体罰に係る実態把握を実施

○体罰防止に向けた取組方策などについて、教委連、校長会、部活動関係団体などと協議の場の設置